

松江市小規模林地開発取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出において、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用することとした場合に、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地の利用に誘導することを目的とし、特に開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。以下同じ。）を行う場合において、適期指導により秩序ある森林利用の指導に努め、他の土地利用施策と連携して適正かつ合理的な土地利用の推進に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる開発行為)

第2条 この要綱は、法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出書の「伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途」欄に記載されている開発行為であって、面積が0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの（以下「小規模林地開発」という。）について適用する。ただし、法第10条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(計画書の提出及び指導)

第3条 市長は、小規模林地開発をしようとする者（以下「小規模林地開発者」という。）に対し、小規模林地開発計画書（様式第1号）の提出を求め、開発に伴う災害発生の防止等について（様式第2号）により指導するものとする。

2 市長は、前項の小規模林地開発計画書の提出を受けたときは、必要に応じて、現地調査を実施し、是正すべき状況を確認したときは、小規模林地開発者に対して必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(計画書の変更)

第4条 小規模林地開発者は、前条第1項の通知を受けた後において、計画書の記載内容を変更しようとするときは、速やかに小規模林地開発変更計画書（様式第3号）を提出するものとする。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、連続した開発行為により、1ヘクタールを超える開発となるおそれがある場合、開発目的自体に許認可を必要とする場合又は計画内容を逸脱して違法状態であることを

発見した場合は、速やかな情報提供に努め、関係機関と連携して指導にあたるものとする。

(完了報告及び確認)

第6条 小規模林地開発者は、小規模林地開発が完了したときは、速やかに小規模林地開発完了届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、市町村森林整備計画の適正な執行に資するため、前項の小規模林地開発行為完了届出書の提出を受けたときは、必要に応じて、現地の状況を確認するものとする。

(管理記録の整備等)

第7条 市長は、小規模林地開発の経過を明らかにするため、小規模林地開発整理簿(様式第5号)を整備するものとする。

2 市長は、指導箇所継続的な監視に努め、必要があると判断したときは、法第188条に基づく立入調査を行い、早期是正を指導するものとする。

(事務の行程)

第8条 この要綱に定める事務の行程は、別表によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。